

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
森ノ宮医療学園専門学校		昭和48年3月1日		清水 尚道		〒 537-0022 (住所) 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6976-6889		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人森ノ宮医療学園		昭和52年4月1日		清水 尚道		〒 537-0022 (住所) 大阪府大阪市東成区中本4丁目1-8 (電話) 06-6876-6889		
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
医療	医療専門課程	柔道整復学科(夜間部)		平成12(2000)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	森ノ宮医療学園専門学校 柔道整復学科は、柔道整復師に必要な理論並びに技術の専門教育を行い、かつ医療人としての人格・教養をたかめ、もって社会の福祉と国民の健康の保持と増進に寄与することを目的としています。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復学科は国家資格である柔道整復師の資格取得を目指す学科です。座学はむろん、実技教育に力を入れているのが特徴となります。令和6年度の本校における退学率は6.1%でした。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	夜間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,752 単位時間	1,778 単位時間	88 単位時間	180 単位時間	0 単位時間	706 単位時間
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
90の内数	49 人	0 人		0 %	6 %			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 22 人							
	■就職希望者数(D) : 20 人							
	■就職者数(E) : 20 人							
	■地元就職者数(F) : 17 人							
	■就職率(E/D) : 100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 85 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 91 %							
	■進学者数 : 2 人							
	■その他							
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)							
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 整形外科、鍼灸整骨院								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 0 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人 柔道整復教育評価機構 受審年月: 2024年2月 評価結果を掲載したホームページURL: https://www.morinomiya.ac.jp/							
当該学科のホームページURL	https://www.morinomiya.ac.jp/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数				2,752 単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				212 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間			
	うち必修授業時数				2,752 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				212 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				180 単位時間			
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数				単位			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位			
	うち企業等と連携した演習の単位数				単位			
うち必修単位数				単位				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				10 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人			
	計				10 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				10 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

はり師及びきゅう師養成施設においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等により、教員としての条件が他の専門課程より厳しく設定されていますが、本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、教員条件を有する臨床家に、兼任教員として、特に実際の医療現場で求められている技能・知識あるいは様々な症例・患者への対応等を踏まえた学生への実践的な教育をお願いしています。毎年開催している職員会議には専任教員だけでなく、兼任教員にも出席していただき、授業内容や学生の状況等のご意見をいただいたうえで、校内で本校の教育方針との合致等の検討を行い、カリキュラムや学生指導に反映させています。以上のようなこれまでの状況に加えて、教育課程編成委員会の設置により、一層外部医療資格者との連携が行いやすくなったと考えています。今後も引き続き、多くの臨床家と連携を行い、実際の医療の現場が求める知識・技術・技能を把握した上で、より実践的な教育課程の編成ならびに教育内容の充実を目指していきたいと考えています。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会規程等に規定の通り、専任の教学部門の責任者と、医療現場で臨床に従事する医療資格者とを構成員とする教育課程編成委員会は、組織上はいずれにも所属せず、独立した委員会として、医療現場が求める実践的かつ専門的な教育内容について自由な立場から協議し、本校の最高意思決定機関である学校運営会議へと提言する諮問機関という位置付けとなっています。このように、委員会の提言は本校の掲げる医療現場で活躍できる医療人の育成という目標を達成するための教育課程の編成に反映できる体制を整えています。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
金光 寛和	大阪府柔道整復師会	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①
田中 勇二	健美ラボ エストエフ	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③
原田 大輔	DAI sports鍼灸整骨院	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③
清水 尚道	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
石塚 充弘	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
由良 拓巳	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
外林 大輔	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
馬場 裕介	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
竹中 聡彦	森ノ宮医療学園専門学校	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

毎年8月および翌年2月もしくは3月の年2回

(開催日時(実績))

第1回 令和6年8月9日(金) 21:00～22:00

第2回 令和7年3月7日(金) 21:00～22:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

開校当初より、学期ごとに開催している職員会議において、医療現場に従事する兼任教員から伺った意見を教育課程及び授業内容へ反映してきており、医療の現場や業界とともに教育課程を作り上げてきた実績は長年に及びます。特に実技・実習といった実際の医療現場で求められる技術や知識を養う授業において、豊富な経験と知識を活かした提言がなされており、1年次の柔道整復実技Ⅰにおいては基礎包帯と応用的な固定法の修得、2年次、3年次の柔道整復実技Ⅱおよび柔道整復実技Ⅲでは整復操作や各種検査法、超音波観察や運動療法を学び、これらの知識と技術を3年間段階的に学び続けることができる臨床実習とを相互性をもたせることで、より実践力と将来像の見通しを養うことができています。また、近年進んでいる学生の多様化に対しても、一人一人の個性を見極めた上で指導方針を立て、その情報を専任教員と共有するなど、兼任教員が医療人の先輩としての立場から学生指導にあたっているメリットを存分に発揮した提言がなされております。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本校は開校以来、医療現場で活躍する臨床経験豊富な医療人による授業の必要性について強く認識しており、柔道整復師学校養成施設指定規則等に定められた教員条件を有する臨床家に、兼任教員として学生の指導をお願いしています。柔道整復師の養成については、卒業後に実際の医療現場で活躍できる人材を輩出することが重要であるため、これらの兼任教員には特に現場で求められる知識・技術の習得を目的として、実技・実習科目を担当していただいています。専任教員は基礎知識・基礎技術の教授、ならびに学生サポートに注力し、兼任教員に応用力を高める授業を依頼することで、医療現場のもとめる人材育成が可能となっており、その結果、接骨院、病院、クリニック等からの多くの求人数に結びついています。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前に兼任教員と打ち合わせを行い、授業内容・評価方法等について、本校の方針に基づき、医療現場の状況に即した内容となっているかの確認・調整を行っています。実践的な知識・技術の教授を目的としているため、実際の現場で行われている治療法等の最新情報を反映した授業内容を目指していますが、特に柔道整復業界は求められる知識や技術も幅広く、専門分野もそれぞれの柔道整復師によって異なるため、授業内容について偏りがないように注意しています。成績評価については、兼任教員は全員が教員条件を有していることから、単独で評価を実施しているが、専任教員と共に実技・実習・演習科目を担当する場合は、評価方法についての検討及び評価結果の決定に関して、専任教員と同様に関与していただいております。できるかぎり外部医療資格者としての意見を取り入れるようにしています。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
柔道整復応用実技Ⅰ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	頭頸部から上肢の疾患について、病態や特徴的症状、テスト法を学び鑑別および治療ができる知識の習得する。	宮越接骨院・鍼灸院
柔道整復応用実技Ⅱ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	腰部から下肢の疾患について、病態や特徴的症状、テスト法を学び鑑別および治療ができる知識の習得する。	DAI Sports鍼灸整骨院
柔道Ⅰ	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	柔道整復術の基礎となる柔道の知識・技術を学び、実技を行うことにより原理を理解し技術を体得する。	かねみつ鍼灸整骨院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人森ノ宮医療学園研修規程に基づき、計画的に教員を企業等と連携した研修に参加させています。同規程第3条2項および3項に規定された実務研修、マネジメント研修によって、実務に関する知識、技術、技能の修得を向上させるものとし、さらに、教育分野ばかりでなく、社会の動向や学校経営手法およびマネジメント能力の知識の向上を図っています。研修の参加にあたっては、法人本部が、所属長と協議の上、各教員の専攻分野はもちろん、教員として必要なその他の分野の知識を考慮し研修計画を定めています。研修計画は法人本部の承認を得た後、所属長を通じて該当教員に通知され、実際の研修への参加という流れになっています。研修後は研修結果の精査が行われ、次年度以降のより有効な研修の実施に向けた検証が行われます。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会

連携企業等： 一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

期間： 令和6年11月30日(土)、12月1日(日)

対象：教員

内容 柔道整復師～多様性の時代にどう生きるか～

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 全国柔道整復学校協会第66回教員研修会

連携企業等： 公益社団法人全国柔道整復学校協会

期間： 令和6年9月21日(土)、22日(日)

対象：教員

内容 柔道整復の新時代へ

①専攻分野における実務に関する研修等

連携企業等：一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

対象：教員

②指導力の修得・向上のための研修等

連携企業等：公益社団法人全国柔道整復学校協会

対象：教員

内容 柔道整復の新時代へ

(1) 学校関係者評価の基本方針

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

※(10)及び(11)については任意記載。

医療資格者関連団体役員である委員から「解剖学や生理学、あるいは基礎的な柔道整復実技といった柔道整復師として当然求められる知識や技術の定着の為に、これまで行った授業全体の復習を行う時間を設けてはどうか」との意見を頂きましたので、定期試験実施後の1週間を、期間中に学んだことを再度概観し復習する内容で授業を行う事といたしました。

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/schoolguide/information>

公表時期: 令和7年1月20日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に基づいて、本校の教育活動の状況を広く周知することは、柔道整復師養成校としてのみならず、高等教育機関としての責務であると考え、本校Webページ、広報誌およびその他により、多岐にわたる情報を提供しています。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	本校について、他
(2)各学科等の教育	入学案内、学科紹介、コース紹介、カリキュラム紹介、他
(3)教職員	講師紹介、他
(4)キャリア教育・実践的職業教育	学生サポート、他
(5)様々な教育活動・教育環境	年間スケジュール、クラブ活動紹介、他
(6)学生の生活支援	みどりの風クリニック/みどりの風鍼灸院、みどりの風保育園、他
(7)学生納付金・修学支援	学費・奨学金、他
(8)学校の財務	事業報告書、決算報告書、監査報告書、他
(9)学校評価	自己点検・自己評価報告書、学校関係者評価報告書、他
(10)国際連携の状況	
(11)その他	はりきゅうミュージアム、研究活動報告、他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.morinomiya.ac.jp/schoolguide/information>

公表時期: 令和7年4月1日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸学科 (昼間部))																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必 修	選 択 必 修	自由 選択						講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
1	○			心身健康科学Ⅰ	人間のこころとからだが密接不可分であるとする心身一如（心身相関）の考え方について、その哲学、宗教的、科学的な背景を学習するとともに、心身一如を支える科学的メカニズムを学び、人間の健康の実現に応用する視点を修得する。	1 通	30	2	○			○			○		
2	○			心身健康科学Ⅱ	健康的な生活習慣の重要性に対する関心と理解について自身の生活を振り返るとともに、社会との関連性を再認識する。	1 通	30	2	○			○				○	
3	○			心身健康科学Ⅲ	心理学にもとづく客観的な視点で自分を捉えるとともに、他者との関係構築について理解を深め、日常生活や医療現場におけるコミュニケーションの図り方を考えることができる。	1 通	30	2	○			○				○	
4	○			生物学	生理学や解剖学を学ぶ上で必要な生物学の基礎知識の習得を目標とする。	1 前	52	3	○			○				○	
5	○			栄養学	科学的根拠の有無にかかわらず食物と健康に関する情報が氾濫する現代において、医療人として様々な場面で栄養についての正しい判断を行えるようになるため、栄養学の基礎知識を習得し、望ましい食生活、食習慣について理解する。	1 前	26	1	○			○				○	
6	○			健康と医療Ⅰ	柔道整復師に関する様々な内容のイントロダクションとする。これから学ぶ内容についての動機付けを行う。	1 前	30	2	○			○			○		
7	○			健康と医療Ⅱ	医療人として知っておくべき応急手当について学びます。	1 前	30	2	○			○			○		
8	○			解剖学Ⅰ	解剖学の基本用語を学びます。また骨格系の中で脊柱、胸郭、上肢骨の構造と名称について学びます。	1 通	76	5	○			○			○		
9	○			解剖学Ⅱ	「解剖学」とは、正常な人体の構造について学ぶ基礎的な医療科目です。本科目「解剖学Ⅱ」では、循環器（心臓、動脈、静脈、リンパ系）と消化器系の構造について学習し、人体の機能や臨床的な学習科目との繋がりを理解することを目指します。	1 前	52	3	○			○				○	
10	○			解剖学Ⅲ	中枢神経系と末梢神経系の走行や働きについて理解する。	1 後	50	3	○			○				○	
11	○			解剖学Ⅳ	柔道整復実技で行う整復・検査法に関連する部位について、1年次に学んだ解剖学的知識の確認を座学で行い、ランドマークとなる部位の触診を実技で行う。また、整復法は柔道技の技術を応用している所も多く、力学的作用や把持の方法などを柔道から学ぶため、柔道実技への導入としての内容も含めて授業を行う。効率よく体を使い整復法を行えるようになることを目的とする。	2 前	24	1	○			○			○		
12	○			生理学Ⅰ	教科書を中心に、基礎的なものから、柔道整復師の業務の中で役に立つこと、必要な事項に関しては特に詳細に実施する。この授業では、障害の理解につながる正常機能を理解することを目的とする。	1 通	76	5	○			○				○	
13	○			生理学Ⅱ	生理学では、人体の各臓器がいかに機能を維持し、1個体としての機能を発揮しているかを学習する。	2 前	52	3	○			○				○	

14	○			運動学Ⅰ	ヒトの運動学を学ぶことは、運動の異常あるいはそれを治療していく上で非常に重要である。この授業では、ヒトの運動がどのように実現しているのかについての基本的な知識を習得することを目的とする。	1 後	24	1	○				○			○	
15	○			運動学Ⅱ	骨折・脱臼の整復だけでなく、後療法を行う上で必要な考え方の基礎となる運動学について学ぶ。	2 前	26	1	○				○			○	
16	○			病理学概論	1. 病的状態の原因と結果を把握し、鑑別診断ができるようになることを最終目標とする。 2. 解剖学、生理学に代表される基礎科目の知識をさらに発展させ、臨床の現場で治療が病気にいかなる効果を上げるかを思考できるようにする。	2 後	50	3	○				○			○	
17	○			外科学概論	開業権を有する医療資格の一つである柔道整復師にとって、全身管理や外科的対処法を習得する目的で外科学を勉強することは極めて重要である。外科概論としての外科学の基本的概念、外傷、炎症、腫瘍を伴う疾患、救急処置を必要とする全身の疾患とその対処法、消毒・滅菌法、麻酔・手術を含めた周術期管理、緩和ケア、心肺蘇生法について学習する。昨今流行しているさまざまな感染症などに対する知見を深め、未知の疾患に遭遇しても、冷静に判断、対処できるだけの背景知識を学習する。	3 前	26	1	○				○			○	
18	○			整形外科Ⅰ	整形外科の各論的知識を理解し、柔道整復師として臨床上に必要な知識、手技について習得することを目的とする。	2 後	24	1	○				○			○	
19	○			整形外科Ⅱ	整形外科の各論的知識を理解し、柔道整復師として臨床上に必要な知識、手技について習得することを目的とする。	3 後	26	1	○				○			○	
20	○			衛生学・公衆衛生学	公衆衛生学は予防医学であり、社会の組織的な努力を通じ、健康の保持・増進や疾病の予防などを図ることを目的とした学問です。本講義では、人の健康に関わる社会的要因と健康や疾病との関係について学びます。また、国・地域・学校など集団における健康上の課題を把握し、人々の疾病予防および健康増進のために必要な基礎知識と考え方、方法論について学びます。	1 後	50	3	○				○			○	
21	○			一般臨床医学	各疾患につき、重要な特徴をあげられるようになる。国試でよく出題されるところを問題演習を通じて重点的に勉強していく。	3 後	74	4	○				○			○	
22	○			リハビリテーション医学	リハビリテーション医学全般について、教科書を中心に講義する。教科書以外に、適宜、柔道整復の臨床において役立つと思われる事項についても教授する。	3 通	74	4	○				○			○	
23	○			鑑別診断学	病理病態学を中心に理解を深める。	3 後	30	2	○				○			○	
24	○			医学史Ⅰ	本講義では、我が国に伝わる伝統医療である柔道整復術についての起源から、今日の国家資格に至るまでの流れや、西洋医学史の中でも、ヒポクラテスやX線の発見についてなどの柔道整復師に関連するトピックを取り上げて紹介する。また、講義の後半では現在も大きな問題となっている医療の倫理についての考察をおこない、教員、学生同士のディスカッションを通じながら、医療従事者としての倫理観を養うことを目的とする。	1 前	26	1	○				○			○	
25	○			医学史Ⅱ	これまでの基礎知識を整理し、より理解を深める。	2 後	26	1	○				○			○	
26	○			関係法規Ⅰ	社会生活に必要な法律を理解することで、社会人として円滑なコミュニケーションがとれるように学習する。 難解な文章を毛嫌いするのではなく、興味を持って法に触れ自分の考えで行動することを習得する。	2 前	26	1	○				○			○	

27	○			関係法規Ⅱ	法律を考える上での基本的な概念を理解し、その上で柔道整復師法について必要な基本的事項を理解する。また、その他の医事関連法規との接点や境界を考え関連する事項について学習する。	3 後	22	1	○				○			○	
28	○			柔道Ⅰ	柔道整復術は柔道との関わりが深く、柔道技の技術を応用しているとも言える。その柔道整復術の基礎となる柔道の知識・技術を学び、実技を行うことにより原理を理解し技術を体得することを目的とする。また、同時に柔道精神を学ぶことにより、精神の修養につとめて人格の完成をはかり医療人として社会に貢献することを目的とする。	2 後	60	2				○	○			○	○
29	○			柔道Ⅱ	柔道整復術は柔道との関わりが深く、柔道技の技術を応用しているとも言える。その柔道整復術の基礎となる柔道の知識・技術を学び、実技を行うことにより原理を理解し技術を体得することを目的とする。また、同時に柔道精神を学ぶことにより、精神の修養につとめて人格の完成をはかり医療人として社会に貢献することを目的とする。	3 前	60	2				○	○	○			
30	○			社会保障制度	柔道整復師として開業することも可能であることから医療費等の社会保障制度を理解することにより、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよう必要な知識を理解する。	1 後	24	1	○				○				○
31	○			柔道整復学総論Ⅰ	柔道整復師の沿革や業務内容について理解する。骨の構造や構成成分について理解する。骨折の分類・症状・合併症のついでの内容を理解する。	1 通	76	5	○				○			○	
32	○			柔道整復学総論Ⅱ	柔道整復術の実践に必要な知識の習得を目指して、その基本となる関節および軟部組織損傷の総論領域について学習する。	1 後	50	3	○				○				○
33	○			柔道整復学総論Ⅲ	一般臨床医学は診察の基本と内科疾患の概念を学ぶ学問です。また、柔道整復師にとっては臨床現場で注意を払わなければならない症状や所見の理解を深めるための学問でもあります。本講義では内科疾患を中心に、その症状や所見を捉えるための“問診、視診、打診、聴診、触診、各種検査”などの総論について学習します。	1 後	26	1	○				○				○
34	○			柔道整復学演習Ⅰ	医療人に求められる社会人マナーについてゼミ形式で学習する。また、医学を学び実践する者に必要な学習や課題への取り組み方を具体的に指導する。	1 通	25	1		○			○			○	
35	○			柔道整復学演習Ⅱ	早期患者暴露と臨床実習の準備のため、見学実習を行う。事前に研修とレポート課題を課し、見学後には報告会を行い、職業意識を高める。	2 通	25	1		○			○			○	
36	○			柔道整復学演習Ⅲ	早期患者暴露と臨床実習の準備のため、見学実習を行う。事前に研修とレポート課題を課し、見学後には報告会を行い、職業意識を高める。	3 通	38	2		○			○			○	
37	○			柔道整復学各論Ⅰ	各骨折について詳しく勉強する。臨床的経験を踏まえて教科書とリンクさせ授業を進めていく	2 通	76	5	○				○			○	
38	○			柔道整復学各論Ⅱ	骨盤骨折から大腿骨遠位端部骨折について、各骨折の特徴や症状、整復、固定法などを学び、臨床での対応力を養う	2 通	76	5	○				○			○	
39	○			柔道整復学応用講座Ⅰ	ヒトの運動学を学ぶことは、運動の異常あるいはそれを治療していく上で非常に重要である。この授業では、ヒトの運動がどのように実現しているのかについての基本的な知識を習得することを目的とする。	3 後	74	4	○				○				○

40	○		柔道整復学応用講座Ⅱ	生理学的内容のみならず、これまで学修してきたものと関連付けながら理解する。これにより、柔道整復師にとって臨床上必要なものへと定着できることを目的とする。	3 後	74	4	○			○		○		
41	○		柔道整復学応用講座Ⅲ	柔整理論（脱臼捻挫）分野の総復習を行い、国家試験に備える。	3 後	74	4	○			○		○		
42	○		柔道整復学応用講座Ⅳ	外傷や疾患の症例を題材として、病態を把握し、適切な判断ができるための知識を学習する。	3 後	48	3	○			○		○		
43	○		柔道整復学応用講座Ⅴ	国家試験主要教科の柔道整復理論と副教科であるリハビリテーション医学を中心に国家試験に対応できる知識を整理・学習する事を目的とする。	3 後	22	1	○			○		○		
44	○		柔道整復学応用講座Ⅵ	外傷や疾患の症例を題材として、病態を把握し、適切な判断ができるための知識を学習する。	3 後	22	1	○			○		○		
45	○		柔道整復学応用講座Ⅶ	国家試験に必要な運動学の知識を習得する。	3 後	22	1	○			○			○	
46	○		臨床柔道整復学	柔道整復業務に従事する中で、様々な疾患や外傷に遭遇する。しかし、すべてが柔道整復師の施術対象ではなく、正しい鑑別を行い、対象となるものにのみ施術を行うことができる。授業を通じて柔道整復師の業務適応について学ぶ。	3 後	52	3	○			○			○	
47	○		柔道整復実技Ⅰ	基礎包帯について学ぶ（各部位での包帯の名称、巻き方）	1 通	126	4				○	○		○	○
48	○		柔道整復実技Ⅱ	骨折や脱臼、軟部組織損傷に対する整復操作及び検査法について学ぶ。	2 通	152	5				○	○		○	○
49	○		柔道整復実技Ⅲ	骨折や脱臼、軟部組織損傷に対する整復操作、徒手検査法および固定法について学ぶ。	3 前	104	3				○	○		○	○
50	○		柔道整復応用実技Ⅰ	さまざまな頸部疾患についての病態を理解し、その症状、特徴や各種所見からの鑑別方法、治療法について学ぶ。	2 通	76	2				○	○		○	○
51	○		柔道整復応用実技Ⅱ	腰部～股関節にかけての各疾患について、定義、原因、病態、症状、診断ポイント、治療法について学ぶ。それらの内容を理解し、評価・鑑別ができるようになる。	2 通	76	2				○	○		○	○
52	○		柔道整復応用実技Ⅲ	顎関節、脊椎、鎖骨、肩関節の脱臼について、各疾患の概要、症状、治療法について学ぶ。臨床での症例も紹介する。	2 前	52	1				○	○		○	
53	○		臨床実習Ⅰ	柔道整復師が関わる可能性がある病院、整骨院、高齢者施設、スポーツ現場などで、どのような活動が行われているのか学び、また、そこで必要とされる評価技術、患者対応について学ぶ。	1 通	45	1				○	○		○	
54	○		臨床実習Ⅱ	これまで履修した専門基礎分野・専門分野科目群で修得した知識をもとに、患者などの対象者との接触を通じて、対応能力と評価能力を向上させる。また、社会的マナーやTP0 に応じたコミュニケーション能力を向上させる。	2 通	90	2				○	○		○	
55	○		臨床実習Ⅲ	これまで履修した医学、柔道整復学全般にわたる知識と技術、臨床評価実習で習得した評価の実践能力を駆使して治療計画をもとに、総合実習を実施する。臨床実習指導者の施術を見学、補助し、治療計画と治療戦略を共有する。	3 通	45	1				○	○		○	
合計				55 科目		2752	単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：定められた全ての単位を修得し、卒業試験に合格のうえ、授業料等定められた学納金を完納している		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：必修科目を修得		1 学期の授業期間	23 週

（留意事項）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。